

平成19年（行タ）第46号緊急命令申立事件  
（基本事件平成19年（行コ）第69号）

決 定

申 立 人 東京都労働委員会  
申立人補助参加人 全労協全国一般東京労働組合  
被 申 立 人 Y1  
被 申 立 人 学校法人神代学園

主 文

- 1 被申立人 Y1 は、同被申立人を控訴人、申立人を被控訴人とする当庁平成19年（行コ）第69号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件の判決確定に至るまで、申立人が都労委平成14年不第37号事件について発した命令の主文1項「1 被申立人ミュージズ音楽院こと Y1 は、申立人全労協全国一般東京労働組合の組合員 X2 に対する平成14年9月27日付降格をなかったものとして取り扱い、同人を原職に復帰させ、同人に対して、降格から原職復帰までに支払われるべきである役職手当相当額を支払わなければならない。」に従わなければならない。
- 2 被申立人学校法人神代学園は、同被申立人を控訴人、申立人を被控訴人とする当庁平成19年（行コ）第69号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件の判決確定に至るまで、申立人が都労委平成14年不第37号事件について発した命令の主文2項「2 被申立人学校法人神代学園は、申立人全労協全国一般東京労働組合の組合員 X3 に対する平成14年11月11日付降格をなかったものとして取り扱い、同人を原職に復帰させ、同人に対して、降格から原職復帰までに支払われるべきである役職手当相当額を支払わなければならない。」に従わなければならない。

理 由

- 1 本件申立ての趣旨及び理由は、別紙（省略）記載のとおりである。
- 2 都労委平成14年不第37号事件についてされた救済命令（以下「本件救済命令」という。）は、現時点において、その適法性に疑義を認めることはできない。
- 3 記録によれば、被申立人らは、本件救済命令主文1、2項を今日まで履行しておらず、申立人補助参加人組合の組合員である X2 及び X3 の両名は、前記の降格処分に伴い月額10万円の手当を受けられなくなっており、こうした状態は平成14年秋以来現在まで5年以上ともなり、精神的、経済的に極めて不安定な状態におかれていることが認められる。また、記録によれば、補助参加人組合のMUSE分会は、結成当初組合員が12名であったところ、現時点では4名にまで減少しており、同分会の組合活動の中心的な担い手である X2 及び X3 の上記個人的被害の蓄積等は、その組合活動一般への抑圧につながっているものと認められ、そのような事態の発生が不当労働行為救済制度の趣旨を損なうものであることは明らかである。そうすると、本件救済命令主文1、2項は緊急命令の必要性があるというべきである。
- 4 以上によれば、本件申立ては理由があるから認容することとし、主文のとおり決定する。

平成19年11月29日

東京高等裁判所第19民事部